

定 款 細 則

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第1条 この細則は、定款第41条の規定に基づき、社会福祉法人青谷学園(以下「法人」という。)の定款の施行に関する事項を定めるものである。

第 2 章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会の運営)

第2条 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める「評議員選任・解任委員会運営細則」による。

第 3 章 評 議 員 会

(役員の出席)

第3条 理事及び監事は評議員会に出席することができる。

2 評議員会は、必要に応じ、第1項に定める者以外の者の出席を求め、その意見または説明等を聴取することができる。

(議事進行役)

第4条 評議員会に議事進行役を置き、進行役は理事が当たる。

(理事等の報告・説明)

第5条 評議員は、評議員会に出席している理事または監事に対して、議題に関する事項の報告または議案の説明を求めることができる。

(評議員会の招集)

第6条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合にあつては、その旨。)

2 評議員会の招集通知は、評議員会の日の1週間前までに書面で発出する。

3 前項にかかわらず、評議員の全員の同意を得て招集の手続きを省略して評議員会を開催することができる。

(決議の方法)

第7条 評議員会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 評議員会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。

3 次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 法人の解散
- (4) 法人の合併契約(吸収合併・新設合併)

4 第1項及び第3項の規定にかかわらず、理事が議題の提案をし、当該提案について評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(議事録)

第8条 評議員会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、以下に定める事項を記載して作成する。

(1) 通常の評議員会の事項

ア 評議員会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない評議員、理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

イ 評議員会の議事の経過の要領及びその結果

ウ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名

エ 次の意見または発言があるときは、その意見または発言の内容の概要

① 監事が、監事の選任若しくは解任または辞任について意見を述べたとき

② 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき

③ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、または著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき

④ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき

オ 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名

カ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(2) 評議員会の決議の省略の場合の事項

ア 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

イ アの事項の提案をした者の氏名

ウ 評議員会の決議があったものとみなされた日

エ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(3) 評議員会への報告の省略の場合の事項

ア 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容

イ 評議員会への報告があったものとみなされた日

ウ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 議事録には、出席した評議員の全員が議事録に署名(記名押印)しなければならない。

4 前項により作成した議事録は、当該評議員会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第 4 章 理 事 会

(出席者)

第9条 理事会は、理事及び監事が出席して開催することとし、必要に応じてそれ以外の者の出席を求め、その意見または説明を求めることができる。

2 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集者に対してその旨を通知しなければならない。

(理事会の招集)

第10条 理事会の招集は、理事会の日の1週間前までに理事及び監事の全員に通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意を得て招集の手続きを省略して理事会を開催することができる。

(決議)

第11条 理事会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。ただし、議長が理事全員に異議ないと認める場合には、その旨を確認した上で決議があったものとすることができる。

2 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。

3 次の決議は、議決に加わることができる理事総数(現在数)の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 基本財産の処分

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 新たな義務の負担または権利の放棄

4 理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

5 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとする。ただし、業務の執行に関する理事長及び業務執行理事の報告は省略できない。

(議事録)

第12条 理事会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、次に掲げる事項を記載して作成するものとする。

(1) 通常の理事会の事項

ア 理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

- イ 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - ① 理事の請求を受けて招集されたもの
 - ② 理事の請求があったにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの
 - ③ 監事の請求を受けて招集されたもの
 - ④ 監事が招集したもの
 - ウ 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - エ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - オ 次の意見または発言があるときは、その意見または発言の内容の概要
 - ① 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
 - ② 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
 - ③ 理事会で述べられた監事の意見
 - カ 理事長以外の理事であって、理事会に出席した者の氏名
 - キ 議長の氏名
- (2) 理事会の決議の省略の場合の事項
- ア 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - イ アの事項の提案をした理事の氏名
 - ウ 理事会の決議があったものとみなされた日
 - エ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (3) 理事会への報告の省略の場合の事項
- ア 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - イ 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ウ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 3 議事録には、理事長及び監事が署名(記名押印)をしなければならない。
- 4 理事会に理事長が欠席した場合には、出席した理事と監事の全員が議事録に署名(記名押印)する。
- 5 理事会の決議に参加した理事であって、作成された議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。
- 6 理事会の議事録等は、当該理事会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第 5 章 監 事

(監事の理事会並びに評議員会への出席)

- 第13条 監事は、理事会に出席するものとし、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 2 監事は、必要があるときは評議員会に出席し、報告または意見を述べなければならない。

(監事の選任議案)

- 第14条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。
- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすることまたは監事の選任に関する議

案を評議員会に提出することを請求することができる。

(調査及び差止め請求)

第15条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会への報告)

第16条 監事は、理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第 6 章 そ の 他

(理事長専決事項)

第17条 定款第24条に規定する日常の業務として理事会が定める理事長専決事項は、次に定めるとおりとする。

- (1) 施設長及び副施設長を除く職員の任免。
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品または修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却または廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- (8) 予算上の予備費の支出。
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。
- (10) 入所者の預り金の日常の管理に関すること。
- (11) 寄附金の受入れに関する決定。ただし、寄附金の募集に関する事項及び法人運営に重大な影響があるものを除く。

(改 廃)

第18条 本細則の制定、改廃は理事会の決議をもって行う。

附 則

この細則は、平成18年3月21日から施行する。
平成29年4月1日から変更する。
平成29年6月12日から変更する。